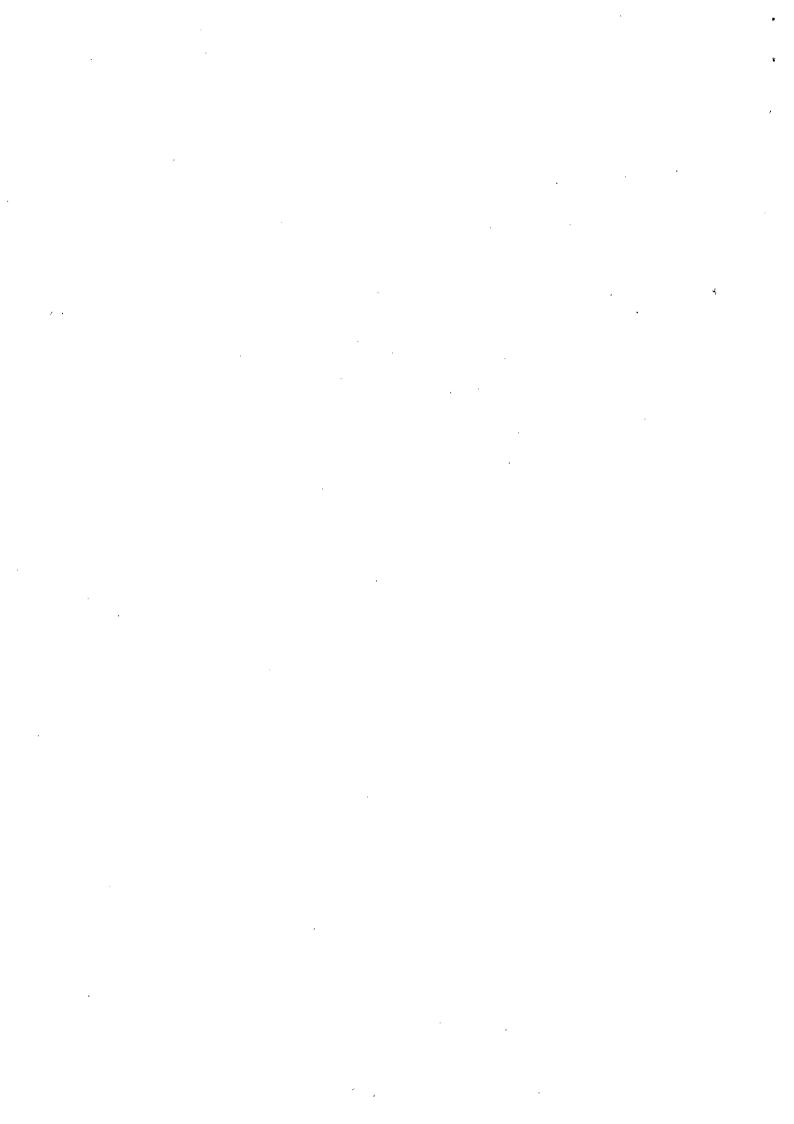
令和元年6月市議会定例会 環境経済委員会資料

第71号議案

令和元年度長崎市観光施設事業特別会計補正予算(第1号)

【目 次】	(予算説明書頁)	(資料頁)
[1款 グラバー園費]		
1・1・1 グラバー園管理費		
1 基金積立金		
1 観光施設整備基金 •••••	8 ~ 9	1 ~ 2
[2款 ロープウェイ費]		
2・1・1 ロープウェイ事業管理費		
1 指定管理者候補者選定審査会費		
1 長崎ロープウェイ ・・・・・・・・・・×	8 ~ 9	3 ~ 4
2 ロープウェイ事業管理費		
1. ロープウェイ移転可能性調査費 ・・・・・・	8 ~ 9	5 ~ 6

文 化 観 光 部 令 和 元 年 6 月



	予算説明書				事	業	名	補正名	;E
ページ	款	項	目	番号	す	未	12	福北	共
	1 グラバー園	1 グラバー園	1 グラバー園		基	金積立	金	Ŧ	円
8~9	費	事業費	管理費	1-1	観光旅	起設整	備基金	▲ 4, 0!	92

1 概要

ロープウェイ費の増額補正に伴い、グラバー園費の観光施設整備基金への積立金を減額することにより、観光施設事業特別会計における収支の調整を行うもの。

2 ロープウェイ費増額内容

(1) ロープウェイ事業管理費

4,092 千円

ア 指定管理者候補者選定審査会費 長崎ロープウェイ

132 千円

イ ロープウェイ事業管理費 ロープウェイ移転可能性調査費 3,960 千円

3 財源内訳

古 类 键		財	源 内	訳	
事業費	国庫支出金	県支出金	地方债	その他※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
▲ 4, 092	_	_	_	▲ 4, 092	-

※利用料金受入金

4 事項別総括表

(単位・千円)

歳		入	歳 出				
事 項 名	当初予算	補正予算	計		当初予算	補正予算	計
1 使用料及び手数料	1,664	_	1,664	1 グ ラ バ 一 園 費	251,997	▲4,092	247,90
1グラバー園使用料	1,381	_	1,381	1 グラバー園事業費	118,853	▲4,092	114,76
(1) 休憩所使用料	1,280	-	1,280	1職 員 給 与 費	19,128	_	19,12
(2) 土 地 使 用 料	101	_	101	2 グ ラ バ ー 園 管 理 費	31,395	_	31,39
2 ロ ー プ ウェイ 使 用 料	283	_	283	(経常経費小計:1~2)	50,523	जरता	50,52
(1) 建物使用料	282	-	282	3基金積立金	43,230	▲4,092	39,13
(2) 土 地 使 用 料	1	_	1	4 グラバー園施設整備事業費	25,100	_	25,10
2 国 庫 支 出 金	-		-	(投資的経費小計:4)	25,100	-	25,10
1グラバー園費国庫補助金	-	-	-	2 公 債 費	81,520	器	81,52
3 財産収入	254	-	254	1 元 金	79,786	_	79,78
1利 子 及 び 配 当 金	254	-	254	2 利 子	1,734	. –	1,73
4 繰 入 金	58,349	-	58,349	3 繰 出 金	51,624	-	51,62
1一般会計繰入金	8,649	-	8,649	2 ロ ー プ ウ ェ イ 費	137,605	4,092	141,69
2 観光施設整備基金繰入金	49,700	-	49,700	1 ロープウェイ事業費	92,003	4,092	96,09
5 繰 越 金	2		2	1ロープウェイ事業管理費	37,002	4,092	41,09
1 グ ラ バ - 園	1	-	1	(経常経費小計:1)	37,002	4,092	41,09
2ロ ー プ ウ ェ イ	1	-	1	2基 金 積 立 金	1	_	
6 諸 収 入	310,633	-	310,633	3 ロープウェイ施設整備事業費	55,000		55,00
1グラバー園利用料金受入金	235,961	_	235,961	_ (投資的経費小計:3)	55,000	_	55,00
2ロープウェイ利用料金受入金	74,541	-	74,541	2 公 債 費	45,601		45,60
3 ロープウェイ光熱水費等負担金	130		130		45,010	_	45,01
4 雑 入	1	,	1	2 利 子	591	_	59
7 市 債	24,700	=	24,700		1	That was	
1グ ラ バ ー 園 債	6,400	-	6,400		6,000	-	6,00
2ロ ー プ ウ ェ イ 債	18,300	_	18,300	1 グ ラ バ 一 園	5,000	-	5,00
				2ロープウェイ	1,000	_	1,00
特定財源計	395,602	-	395,602		395,602	_	395,6
一般財源計		_		一般財源計		_	
合 計	395,602	-	395,602	合 計	395,602	-	395,60

収支差引:

		予算 説 明	書		事業名補		
頁	款	項	目	番号	李 未 石	補正額	
8~9	2 ロープウェイ 費	1 ロープウェイ 事業費	1 ロープウェイ 事業管理費	1-1	指定管理者候補者 選定審査会費 長崎ロープウェイ	千円	

1 概要

長崎市が管理している稲佐山公園(スロープカーを含む)及び長崎ロープウェイの2施設をグループ化して指定管理者制度を導入するにあたり指定管理者を公募により選定するため、指定管理者候補者選定審査会を設置し、委員を選任して審査するもの。(開催予定回数3回)

2 事業内容

- (1) 人 数 5人
- (2) 開催回数 3回
- (3) 構成外部委員(学識経験者、経営又は財務に関する専門的知識を有する者等)
- (4) 報酬、旅費(審査委員候補者訪問を除く)、需用費、役務費、使用料及び借上料は稲佐山公園(スロープカー)の所管である地域整備1課と2分割する。

HLよりロープウェイを訪れる多く取事長や親光客へのサービス関わを図。	予算額(千円)
報酬 (委員報酬 (委員長8,700円×1人×3回、	. とともに、行政:
委員7,850円×4人×3回) ÷2)	61
旅費(審査委員候補者訪問 14,180円×2名、熊本市(日帰り 2人))、	や水油の間角
(審査委員旅費 熊本市⇔長崎市(日帰り)14,580円×1名×3回)÷2	(黄) 双主要压0 51
需用費(食糧費 昼食1,000円×5人×3回、	
茶菓費 茶菓 500円×3回) ÷2	9 灾期性定衡型布
使用料及び借上料 (委員会会場借上(2回分)、	表式宝珠(旬)
タクシー借上 2,000円×3台×2回	間報 書籍 (41
1,000円×3台×1回)÷2	(3) 利用料金制
合計	132

3 財源内訳

		財	源 内	記	
事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
132	3624	10 184		132	-

※ロープウェイ利用料金受入金

4 スケジュール案

年月	市議会	内 容
令和元年6月	6月議会	条例改正 ・条例改正議案審査
令和元年8月		・補正予算(指定管理者候補者選定審査会費)議案審査 指定管理者公募
令和元年 10 月		- 公募締切
令和元年 11 月	11 月議会	審査(指定管理者候補者選定審査会) ・審査及び候補団体の決定 指定管理者の指定
		- 指定議案審査

5 事業実施の必要性とその効果

(1) 必要性

令和2年度以降も指定管理者制度を継続することで、稲佐山全体の活性化や、民間の能力やノウハウの活用によりロープウェイを訪れる多くの市民や観光客へのサービス向上を図るとともに、行政コスト削減を図る必要がある。

(2) 効果

民間の能力やノウハウを活用することによりロープウェイの魅力を高めることで、利用者 の利便性及び満足度を向上させるとともに、行政コストの削減が図られる。

6 次期指定管理者の選定方針

- (1) 選定方法 公募
- (2) 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 利用料金制 導入

	予算説明書					**	名	補	正額	E
頁	款	項			1 ² 1	竹用	TC 43	艮		
8~9	2 ロープウェイ 費	1 ロープウェイ 事業費	1 ロープウェイ 事業管理費	2-1		プウ	ェイ 調査費		千 3, 96	

1 概要

現在の淵神社駅舎の場所が分かりにくいなど、利用者からの意見があることや今後の移転を検 討する際の基礎的情報が不足していることから、移転可能性調査を行うもの。

2 事業内容

- (1) 長崎ロープウェイ移転可能性調査業務委託(3,960千円)
 - ア 調査場所 三菱球場・幸町工場跡地 ※各調査場所における延伸及び新規設置の4パターンについて調査する。
 - イ 調査内容
 - (ア) 山頂・山麓駅舎の配置を比較検討
 - (イ) 各パターンの費用、整備期間、制約要件等の整理
 - ウ 委託期間 約6か月

3 財源内訳

a 4	業 業 費		財	源	内	訳	
事業	美 費	国庫支出金	県支出金	地方	債	その他. ※	一般財源
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
	3, 960		_		_	3, 960	0

※ロープウェイ利用料金受入金

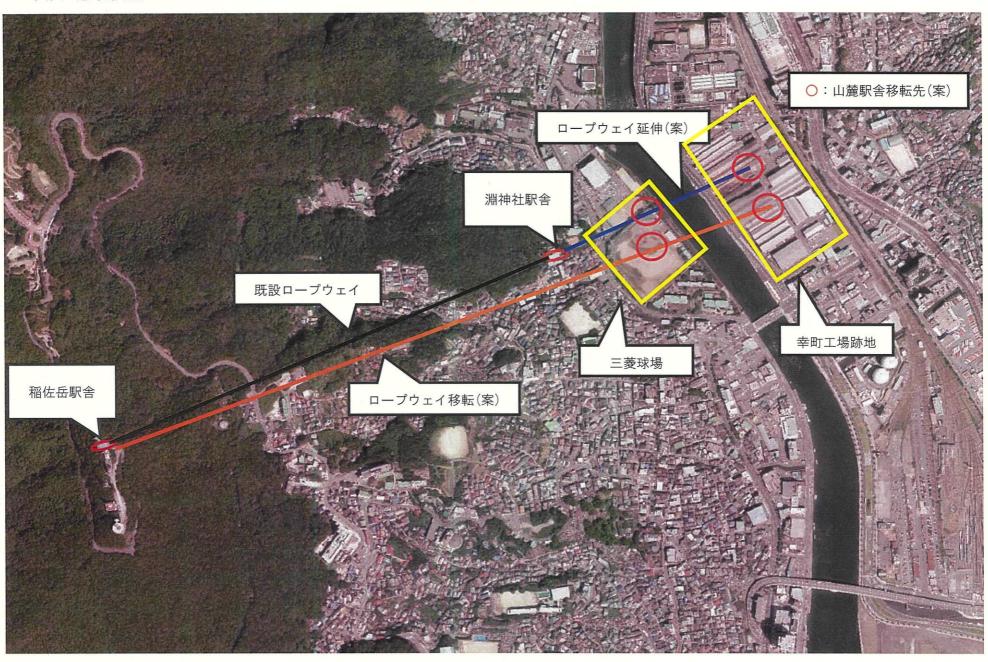
4 事業実施の必要性と効果

(1) 必要性

長崎ロープウェイ利便性向上のため、駅舎の移転について検討する必要があるため。

(2) 効果

当該業務委託を行うことにより、移転する際の各種情報を得ることができ、移転可否の判断材料として活用できる。



6